

平成14年3月12日(火)
於・東条インペリアルパレス

水産政策審議会 第5回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第5回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成14年3月12日 午後1時00分

閉会 平成14年3月12日 午後2時00分

2. 出席した委員の氏名

委員	足立己幸	石黒勝三郎	伊藤裕康
植村正治			
	岡田和子	小野征一郎	栢原英郎
佐々木護			
	佐藤 稔	寿崎洋一	中田邦彦
中村晃次			
	中村靖彦	西 正三	西橋久美子
二村雄三			
	藤本昭夫	増田常男	三鬼楠好

矢野等子

吉岡修一

吉武雅子

3. 水産庁側出席者

川口増殖推進部長 長野漁港漁場整備部長 山川漁政課長

今井企画課長 中尾管理課長 大石沿岸沖合課長

末永漁場資源課長 井貫栽培養殖課長 豊田船舶管理室長

中山海洋技術室長 小關魚類防疫室長

4. 諮問事項

諮問第16号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用

の合理化を図るための基本方針の策定について

諮問第17号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の改正について

て

諮問第18号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部変更につ

いて

諮問第19号 平成14年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために

独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放

流に関する計画について

諮問第20号 瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について

5. 報告事項

瀬戸内海機船船びき網漁業につき、海域及びその海域につき漁業法第66条

第1項の許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件の一部

改正について

小型機船底びき網漁業につき、海域及びその海域において許可をすることができる

できる船舶の馬力数の最高限度を定める等の件の一部改正について

6. 議 事

別紙のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

1 . 諮問事項

諮問第 1 6 号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について

諮問第 1 7 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の改正について

諮問第 1 8 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部変更について

諮問第 1 9 号 平成 1 4 年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施す

べき人工ふ化放流に関する計画について
諮問第 2 0 号 瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について

1 . 報告事項

瀬戸内海機船船びき網漁業につき、海域及びその海域につき漁業法第 6 6

条第 1 項の許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件の

一部改正について

小型機船底びき網漁業につき、海域及びその海域にお

いて許可をすること

ができる船舶の馬力数の最高限度を定める等の件の一部改正について

1. その他

1. 閉 会

開 会

山川漁政課長 お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから第5回資源管理分科会を開催させていただきます。

それでは、委員の出席状況について御報告を申し上げます。本日は、委員25名中、現在までのところ21名の方が出席いただいております。水産政策審議会の議事規則により、当資源管理分科会の定足数は過半数とされております。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

それでは分科会長、今後の司会をよろしくお願いいたします。

諮問第16号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び

利用の合理化を図るための基本方針の策定について

小野分科会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと

思います。 本日は諮問事項が5件、報告事項が2件でございます。なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。

まず、諮問第16号の「海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について」ですが、本件については、昨年7月に開催した第1回の資源管理分科会において3つの専門委員会を設置して検討することにしておりました。初めに、各専門委員の主査から検討の内容等について御報告願いたいと思います。

最初に、沿岸増養殖専門委員会について、中村晃次委員をお願いいたします。

中村（晃）委員 それでは私から沿岸増養殖専門委員会の検討結果について御報告をいたします。

この専門委員会は、漁場整備、栽培漁業、養殖業等の分野の8名の委員で構成されており、第1回を昨年11月20日に、第2回を1月24日に開催し、いずれも全委員出席により、「第7次海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」の第1、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項について検討を行いました。

委員会ではたくさんの御意見が出されておりますが、そのうち幾つかを御紹介いたしますと、漁港漁場については、現在、漁港漁場整備長期計画が検討されているところであり、平成14年度からは本計画に基づき、漁場造成、漁港整備が行われていくと聞いているが、漁場造成による効率的な漁獲が結果として資源減少につながらないように、また、担い手の高齢化等を踏まえた漁業就労環境の改善について、今後の漁港漁場整備事業

において配慮すべきであるという意見が出ております。

また、開発行為等に伴い漁業者が漁場を放棄してしまう現状があるが、生産を維持するという観点から、漁場を守るという姿勢を示していくべきではないかというような意見、また、水産資源の増産には放流、禁漁措置や藻場造成等の効果が相まって反映されるものであり、事業効果を個別に考えることには無理があるのではないか。また、遊漁の水産資源に与える影響を考慮することも今後は重要になるうというような意見、また、栽培漁業については、放流に要する費用の負担等の問題も含め、今後どのような体制で推進していくべきかを考えるべきであるという御意見、さらには、漁業生産は沿岸漁業従事者の数とも無関係ではないので、沿岸漁業者数や養殖漁業者数の推移についても考慮すべきではないかというような多くの意見が出され、真摯な検討が行われたと考えております。

そういった検討の結果、目標年度における増養殖の漁業生産の増大目標については、増養殖のための場づくりである漁場造成、さけ・ますを含む放流事業の推進、養殖振興の措置を講じることにより、魚介類が22万トン、海藻類は現状維持で0トン、合計で22万トンとすることで決定いたしております。

以上をもちまして沿岸増養殖専門委員会の検討の内容についての報告とさせていただきます。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

続いて、新漁場新漁業生産方式専門委員会について、吉武委員お願いいたします。

吉武委員 新漁場新漁業生産方式専門委員会の吉武でございます。当専門委員会で審議しました結果を簡単に報告させていただきます。

当専門委員会は、平成 13 年 10 月 25 日に第 1 回目を、本年の 1 月 24 日に第 2 回目の委員会を開催し審議を行いました。この専門委員会では、本日の資源管理分科会に諮問されました次期基本方針のうち、第 2 の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項、第 4 の海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項、第 5 のその他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項についての検討が行われました。このうち、諮問の第 2、新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項に関しては、漁業生産の増大目標と新漁場の予定海域について、現基本方針の達成状況、次期基本方針作成に当たっての考え方、水産基本計画との関係、開発予定海域に対する業界からの要望及びおのおのの漁業を取り巻く状況等の事務局からの説明及び次期基本方針に対して、専門委員から今後の開発の可能性等についての御意見をいただきました。

これらの検討を行いました結果、漁業生産の増大目標としては 8 万トン、新漁場の予定海域としては 5 漁業種類、23 海域とすることで決定いたしました。参考までに、前回の第 6 次基本計画では、増大目標 14 万トン、新漁場の予定海域は 6 漁業種類、39 海域となっております。

なお、諮問第 4 及び第 5 については、次期基本方針においても前回と同様とするということでした承されました。以上でございます。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

最後に、資源管理専門委員会について、西橋委員お願いいたします。

西橋委員 資源管理専門委員会の主査を務めさせていただき

ました西橋でございます。当専門委員会での審議結果について概要を報告させていただきます。

当専門委員会では、次期基本方針のうち、第3の海洋水産資源の自主的な管理に関する事項について、昨年11月30日と本年1月25日の2回にわたり審議を行いました。第1回目では、自主的資源管理の現状や最近の資源管理に関する新たな施策等を踏まえた上、次期基本方針をどのように取りまとめるかについて意見交換を行い、第2回委員会においては、1回目の論点や対応方向について整理をした上で再審議をし、本日提出しました案文を取りまとめたものです。

要点としては、水産基本法が制定され、水産資源の持続的利用の必要性がより明快に打ち出されている中において、適正な資源管理の実施がますます強く求められていること、また、広域漁業調整委員会の設置や資源回復計画に関する枠組みの構築など、新たな資源管理に関する取り組みも始まっており、その中において自主的資源管理の果たすべき役割も増大していることなどから、自主的資源管理の促進を図ることは今後とも重要な課題であるとの認識に立ち、そのための指針である本件基本計画については、基本的には従来の記述を踏襲することとしたものです。ただし、新たに設置されました広域漁業調整委員会については、広範囲に分布・回遊する資源の自主的資源管理を促進する上で、これを関係漁業者の方々の協議・調整の場として活用することは大変有効な手段でありますので、この旨を新たに追加することにしました。

また、調査等の基本的な事項の部分においては、水産研究所が組織改変されたことに関連して必要な修正を行うことといたしました。

なお、専門委員会の議論の中では、この基本計画において自主的資源管理の 1.資源回復計画とのかかわり、2.漁価、経営や水産物流通に係る問題、3.さまざまな資源管理手法の中における位置づけ等についても触れてはどうかとの意見もございましたが、これらは法律上規定されている基本方針に定めるべき事項の範囲を越えていることから、必要に応じて次期基本方針に関連して発出される文書等の中で補足していただくとの整理となりました。

自主的資源管理に関する検討の結果等については以上でございます。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの3つの報告につきまして、何か御質問等はございませんか。

御質問、御意見等々ございませんか。

それでは、諮問16号について説明をお願いいたします。

今井企画課長 企画課長でございます。資料2をもらいたいと思います。

小野会長 どうぞ座ってください。

今井企画課長 それでは座って説明をさせていただきます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の合理化

を図るための基本方針の策定について（諮問第16号）

海洋水産資源開発促進法第3条第1項の規定に基づき、平成24年度を目標年度とする海洋水産資源の開発及び利用の合理

化を図るための基本方針を別添（案）のとおり定めたいので、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

諮問の内容ですが、次期基本方針の案については諮問文の後ろに添付してありますが、この形では現行方針との変更点がわかりにくいと思いますので、資料2 - 1という横長の資料をつけておりますので、現行方針との対比がわかる対照表により説明をさせていただきたいと思います。なお、この内容については、ただいま3人の主査の方から御報告をいただいた各専門委員会の検討の結果を全体として取りまとめたものとなっております。

まず前文の部分ですが、前回と変わったところにアンダーラインが引いてあります。次期基本方針のところを見ていただきますと、この基本方針は平成24年度を目標年度とすることが明記されております。これまでの基本方針においては目標期間が5年でしたが、今回の方針からは10年間になるということでございます。

続きまして、第1の沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項についてです。まず第1の1のところですが、増養殖を推進することが適当な水産動植物の種類については、今後、増産が見込まれる魚種等として、魚介類についてはサワラ、スギ、アイゴを、海藻類については、次のページの一番上になりますが、オゴノリを追加することといたしました。

その次の2のところですが、先ほども御報告がございましたが、水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標に

については、(注)にありますとおり平成 11 年度を基準年として、平成 24 年度に魚介類では 22 万トン、海藻類では現状維持としたということでございます。なお、この増養殖における生産増大の目標と水産基本計画の自給率目標との関係については、後ほどまとめて御説明をいたします。

このほかに、その後ろにずっと文章が続いておりますが、自然的条件に関する基準や基盤整備に関する基準、生育環境の保全に関する事項については前回とほぼ同内容となっております。

続きまして、対照表の 5 ページをお開き願いたいと思います。第 2 の柱の海洋の新漁場における漁業生産の企業化の推進に関する事項でございます。まず、第 1 のところに新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標とありますが、これも先ほど主査の方から御報告がありましたとおり、これまでは 14 万トンとしておりましたが、新しい基本方針においては 8 万トンの増大を見込んでおります。なお、これに関しても水産基本計画の自給率目標との関係については後ほど説明をさせていただきます。

新漁場の予定海域については、その下に 3 ページにわたり対比表が載せてありますが、今後の開発に対する業界の新たな要望や、これまでの開発の実態等を踏まえて見直しを行ったということでございます。

8 ページ以降のその他の事項については、前回とほぼ同内容としております。

続きまして、9 ページの 3 番目の柱の海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項でございます。海洋水産資源の管理の方法としては、9 ページの下の(2) から始まりますが、具体

的にはその次の 10 ページになります。昨年、漁業法が改正され、我が国周辺水域における資源管理を的確に行うために広域漁業調整委員会というものが設置されましたので、この委員会の活用というのを新たに基本方針の中につけ加えたということでございます。

また、調査の方法に関しては、11 ページの中ほどになりますが、(2) 調査の方法とございます。昨年の行政改革により独立行政法人となりました水産総合研究センターと、都道府県あるいは海洋水産資源開発センターとの連携のあり方について文章上も整理をしたということでございます。

以上が今回の基本方針の概要でございますが、ただいま便宜上対比表で御説明いたしました。資料 2 の諮問文の本体につけております基本方針は、前回の基本方針の一部を修正するというのではなくて、新たに全文を策定して定めるという格好にしておりますので、諮問文の後ろには全文がついております。御確認をいただきたいと思っております。

続きまして、ただいま御説明いたしました基本方針のうち生産の増大目標と、水産基本法に基づく水産基本計画の自給率目標との関係について御説明をしてみたいと思っております。資料 2 - 2 という 2 枚紙をごらんいただきたいと思っております。きょうの資源管理分科会が終了した後、この場所で 3 時から水産政策審議会の本審議会を予定しておりますが、本審議会において水産基本計画について答申をいただく予定にしております。資料 2 - 2 は、水産基本計画の中の自給率目標のポイントをまとめたものでございます。

まず概略自給率目標について御説明したいと思っておりますが、内容としてはこの資料にありますとおり、魚介類でいきますと上

から 2 段目に生産量という欄がありますが、魚介類の生産量は平成 11 年度トータルで 595 万トン、12 年度で 574 万トン、これまでの趨勢で推移した場合の平成 24 年度の実績は 568 万トンと見込まれますところを、その下に点線で遠洋、沖合、沿岸と漁業種類が書いてありますが、それぞれの漁業ごとに増産に向けた取り組みを行うことにより、平成 24 年度にはトータルとして 682 万トン、平成 24 年度の趨勢に比べますと 114 万トンの漁獲の増大を目指すことを内容としております。こうした結果、この表の一番上にゴシックで書いてありますが、食用魚介類の自給率は 11 年度で 55 %、平成 12 年度で 53 %になっているものが、平成 24 年度には 65 %になると。こういった内容のものを自給率目標として定めたいと考えております。

海藻類についても、下の方の欄になりますが、生産量については平成 11 年度で 68 万トン、12 年度で 65 万トン。それを増産に向けた取り組みを行うことにより 24 年度には 67 万トンの生産を目指すことで、自給率目標としては平成 12 年度で 63 %のものを 24 年度に 70 %と設定するというところでございます。

以上が自給率目標の内容ですが、この自給率目標と本日諮問をいたしました基本方針との関係ですが、資料 2 - 2 の 2 ページ目をお開き願いたいと思います。先ほど御説明いたしました基本方針で、増養殖による生産の増大については魚介類で 22 万トン、海藻類では現状維持の 0 トンとしておりましたが、これは魚介類の自給率目標の設定における沿岸漁業と海面養殖業の生産増大と海藻類の生産増大の中に反映されているということでございます。この表でいきますと、基本方針の中の魚介類の 22 万トンが、自給率目標の中で沿岸漁業の方に 14 万トン、海面養殖業の方に 8 万トン、つまり増殖の部分が 14 万トン、

養殖の部分が8万トンというふうに分かれておりますが、そういう形で自給率目標に反映されていると。海藻類については現状維持ということで、自給率目標の上でもそういうことになっております。

もう1つは、基本方針の中で新漁場の開発により生産の増大を図る数字として8万トンを見込んでおりますが、これは魚介類の自給率目標設定における遠洋漁業の生産の増大の中に新漁場の開発分として8万トンがそのまま反映されているということでございます。そういうことですので、今回の海洋水産資源開発基本方針の策定作業は、水産物の自給率目標の設定における積算としても活用されるということで、基本方針と水産基本計画の自給率目標とは相互に整合がとれた計画として、同時期に策定され、公表の運びとなるということを御説明させていただきます。

ほかに、本日は資料2 - 3以下幾つか資料を用意しておりますが、説明は省略をさせていただきます。諮問についての説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

小野分科会長 ただいまの説明について、何か御意見あるいは御質問はございませんか。

植村委員 答申に対しては、ただいま今井課長から御説明の内容など、我々委員からも積極的に多くの意見が出されたわけでございますが、私自身も大分皆さんに耳障りになるようなお話も申し上げましたが、積極的にその意見を取り入れられまして、基本方針計画というものが、将来の自給率向上をも踏まえてかなり綿密につくり上げられていると思いますので、今後これが資源回復計画の形としてあらわれることを期待して賛成を申し上げたいと思います。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございませんか。

特段ないようであれば、諮問 16 号について原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それでは、諮問第 16 号はこのように決定いたしました。

諮問第 17 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
施行令の改正について

小野分科会長 それでは、諮問 17 号について説明をお願いいたします。

中尾管理課長 管理課長の中尾でございます。諮問第 17 号について説明をさせていただきます。恐縮でございますが着席にて説明をさせていただきます。

資料 3 でございます。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の改正についてですが、この法律については昨年一部改正を行い、新たに漁獲努力可能量制度、T A E ということで、従来の T A C に T A E の制度を加えたわけですが、その対象魚種、すなわち第 2 種特定海洋生物資源というものをこのたび政令で指定しようとするものでございます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林

水産大臣 武部 勤

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の改正について

(諮問第 17 号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 2 条第 7 項の規定に基づき、別紙のとおり海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問文の次のページに政令の案がついております。第 1 条の次に「第 1 条の 2」としてあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ及びやなぎむしがれいの 5 種を政令で指定しようとするものでございます。

第 2 種特定海洋生物資源の考え方ですが、3 ページをごらんいただきたいと思います。この選定基準としては、1 のところにありますように、資源量の予測精度が高い場合には T A C による管理を行っていくけれども、資源予測の幅が大きい魚種の場合には、T A C ではなくて T A E で管理をした方が適しているということで、現在、資源状態が悪化しているなど、資源を維持・回復させる必要のある資源の中で、T A C による管理が現状では難しい魚種を指定していこうということでございます。

また、T A E による管理については、対象となる海域や漁業種類を基本計画で規定した上で実施することとなります。具体的には、資源回復計画の検討の中で、T A E 管理を導入するこ

とにつき関係者の合意が得られたものを指定することとしております。資源回復計画については、少し飛びまして9ページ、参考6でございます。現在作成中の資源回復計画は、一番上の瀬戸内海のさわら資源、日本海西部のあかがれい資源、太平洋北部沖合性かれい資源、伊勢湾小型底びき網対象資源、太平洋まさば資源の5つであります。これらの計画で対象とするものの中で、まさばのように既にT A C対象の魚種となっているものを除き、T A Eという形で管理をしていくことについて広域漁業調整委員会、漁業者協議会の話し合いを経たものを今回指定しようというものでございます。

3ページに戻っていただきまして、2番ですが、今回の政令指定の対象となるものは5種ございまして、それぞれ、例えばあかがれいについては日本海西部海域とか、さめがれいについては太平洋北部海域というふうに具体的な海域を想定しておりますが、政令の上では魚種の指定ということになりますので、魚種名を指定することになります。また、これらの魚種について、政令指定の後、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画及び都道府県計画に具体的な管理方策を盛り込んで実際のT A E管理を行っていくことになりますが、これについては報告体制の整備などを十分図るという準備期間が必要ですので、今年の秋ぐらいを想定しております。その際には本分科会に改めて基本計画の改正についてお諮りしようと考えております。

続きまして各魚種について御説明をいたします。4ページに一覧表で整理をしておりますが、今回指定しようとしている魚種は、下から2段目ですが、資源状況が低位横ばいあるいは中位減少ということで今後の資源状況が懸念されるものでございます。

5 ページを見ていただきますとそれぞれの魚種について具体的な漁獲量を示しておりますが、いずれもピーク時以降減少しているもので、資源回復計画によりこれらの資源の回復を図っていく必要性が高いものでございます。

6 ページは管理を予定している海域でございます。この図を見ながら見ていただきますと、あかがれいについては日本海西部の漁獲量を見ますと 80 年代初頭をピークに減少しており、90 年前後から低位横ばいとなっております。したがって当面日本海西部において沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業における管理を考えております。

それから太平洋側ですが、さめがれいについては極めて低い資源状態となっておりますので、宮城県から青森県の沖合海域における沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業での管理を考えております。

その南側のやなぎむしがれい。これは 90 年代中期にはかなり回復したのですが、再び減少傾向にありますので、福島県から茨城県沖合にかけての沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業を対象に T A E 管理を実施したいということでございます。

それから、瀬戸内海のさわらでございます。これは 80 年代後半をピークに減少しており、最近では低位横ばいとなっておりますが、瀬戸内海全域の流し網漁業を対象として T A E 管理を行っていくことを考えております。

それから、とらふぐ。太平洋中部でございますが、これは不定期に卓越年級群が発生いたしますが、その他の年については中位減少傾向にありますので、伊勢湾周辺の小型機船底びき網漁業を中心に T A E による管理を行っていきたいと考えており

ます。

7ページから8ページにかけてそれぞれの魚種について詳しい資料をつけております。説明は以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問はありませんか。

佐々木委員 瀬戸内海のさわらの関係ですが、前々から水産庁の方にも、県の許可との整合性の問題等も含めて、計画が実行される段階ではもろもろの問題の調整が必要だということをお願いをしておったんですが、現実には県内調整を見ますとうまく進むことができない状況にあると。広域委員会指示と県知事の許可の問題というのは整合性がないと、広域の資源回復の問題はなかなか実現しないと事前に意見も出しておったんですが、現実には作業に入ってみますとそういうことで大きな壁ができてきたという感じでございます。特に瀬戸内海の場合のさごしの回遊等についても、海域によって皆違うわけですから、調査の段階あるいは漁場の条件が変わってくるということもあって、一律に基準を決めたことでうまく資源回復の計画に乗せられるという問題は、非常に難しい点もあるわけでございます。

私ども愛媛県は特に問題が難しい点があって、漁業者間の調整についても、漁連が窓口で対応を続けておる状況でございますが、愛媛の場合、3海域に分かれている問題もあって、さらには県知事許可で小さいさごしの流し網許可も現実には生きておるわけございまして、10.6の目合いだけで解決できる問題でない面もあるわけでございます。難しい話をしても困るわけですが、そういう問題も調整を図って、資源回復が効果が上がるような体制はやむを得ない、努力をしてもらわんといかんということだろうと思っておりますので、その点も含めて、漁業者間の調

整だけを待つと時間がかかる面もあるんですが、心配をしながら対応をしているということもあわせて報告しておきますが、その辺も水産庁として、それぞれ違う県の許可対応も含めて、早い機会に全般的な調整をお願いしたいと思っております。以上です。

小野分科会長 何か特にございますか。

中尾管理課長 ただいま佐々木委員からお話のありました点につきましては、これまでの広域漁業調整委員会の議論の中で我々も承知をしております。前回の会議のときにもこの問題が提起されまして、水産庁としては関係県と十分連絡をとって、御指摘の漁業許可の問題と資源回復の問題についてはきちんとした形で調整をしようということで、次回の会合を今月末に予定をしておりますので、資源回復計画の中身についてはそういった形で解決が図られるように努力をしたいと考えております。

小野分科会長 そのほかにございませんか。

諮問 17 号について、ほかにございませんか。

それでは、諮問 17 号につきまして原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それではそのように決定いたします。

諮問第 18 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部変更について

小野分科会長 それでは、諮問 18 号について御説明をお願いいたします。

中尾管理課長 資料4をごらんいただきたいと思います。海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部変更についてでございます。

諮問文を朗読いたします。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林

水産大臣 武部 勤

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部
変更について

(諮問第18号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画に変更を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、別紙のとおり、平成14年4月1日付けで基本計画の一部変更をしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴議会の意見を求める。

今回の変更については、漁業法の政令及び省令が改正されることによる形式的な変更でございます。具体的に申しますと、漁業法52条第1項の指定漁業を定める政令の一部を改正する

政令というものが今年の1月17日に交付され、4月1日付けで施行されることとなっております。また、指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令等の一部を改正する省令については今月交付されることになっており、これも4月1日に施行されます。そこで、基本計画の中でこれらの政令、省令を引用しているものについて改正をしようというものでございます。

2ページ以下に新旧対照表がございます。改正の点でございますが、2ページの第4の1の(注)のところ、例えばさんま漁業とか、大中型まき網漁業といったところについて根拠規定の引用を変えようというものでございます。それから、3ページの2の(注)のところ、指定漁業の種類の欄の漁業について定義を変えるというものでございます。1は平成13年の漁獲可能量、2は平成14年の漁獲可能量でございますので、若干表現が異なることとなります。

それから、4ページの中ほどに海域の定義について、「操業区域の欄の海域は上記1と同様とする」と現行定まっているものについて、改正後は具体的な地名等に変更しております。これは世界測地系への移行ということで、海域を示す範囲の定義が変わったことに伴って改正をするものでございます。

改正点は以上でございます。具体的な現在の漁獲可能量等の変更を行うものではございません。これらの改正については、政省令改正の施行日と合わせてことしの4月1日付けで改正を行いたいと考えております。よろしく願いいたします。

小野分科会長 形式的な改正ということだと思いますが、ただいまの説明について、何か御意見、御質問ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それでは、諮問18号については原案どおり

でよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

諮問第 19 号 平成 14 年度の溯河魚類のうちさけ及び
ますの増殖を図る
ために独立 行政法人さけ・ます資源管
理センターが実施
すべき人工ふ化放流に関する計画につ
いて

小野分科会長 それでは、諮問第 19 号について御説明をお願いします。

井貫栽培養殖課長 栽培養殖課長の井貫でございます。資料 5 に基づいて諮問第 19 号の説明をさせていただきます。

まず諮問文を読み上げます。

平成 14 年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖
を図るために 独立行政法人さけ・ます
資源管理センターが実施すべき人工ふ化
放流に関する計画について（諮問第 19 号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法第 20 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

諮問の内容でございますが、次ページ、「諮問農」となっておりますが、「農」は消していただきたいと思えます。諮問第19号でございます。

説明のところに書いてありますが、この計画案については、農林水産大臣が、水産資源保護法の規定に基づき、独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施する人工ふ化放流について、河川及び放流数を定めるというものでございます。

次ページをめくっていただきますと、全体の総括表でございます。さけ、からふとます、さくらます、べにざけについて記述しております。括弧内が前年度、下が14年度の計画です。内容的には、さけについて400万尾減少させております。これは、今さけ・ます資源管理センターの事業所のうち相当部分を民間に移管しております。14年度移管分が厚沢部事業所1カ所、400万尾分でございます。さけ・ます資源管理センターが放流するさけの数量は400万尾減少いたしますが、その分は民間のふ化場で増産するということで、北海道全体のしろざけの放流数は変更しないということになっております。からふとますについては前年度と同様でございます。さくらますとべにざけについては前年度より減少しておりますが、これは研究計画等の変更と、親魚の確保が少なかったということでの減少でございます。以上が総括表で、14年度、21水系で20施設を用い全体で2億3,012万尾を放流したいというものでございます。

次ページがそれぞれの水系別の魚種別の内訳でございます。内容は省略させていただきたいと思えます。

以上が諮問の内容でございますが、参考資料としてさけ・ま

す資源管理センターの放流計画分を含む全国の都道府県別の放流計画を示しております。北海道から石川までで、全体的にさけについて若干の減少、からふとますについては昨年同様、さくらますについては若干の減少、べにざけについては、さけ・ます資源管理センター分だけですが、減少ということで、全魚種合計で、前年度 19 億 7,738 万 3,000 尾のところを、14 年度計画では 19 億 7,267 万 5,000 尾ということでございます。

次ページがさけ・ます人工ふ化放流事業全体の概要でございます。左上の表がさけでございます。従前 20 億尾を超える数を放流しておりましたが、最近は減少傾向にしております、13 年度 18 億 2,600 万尾。4 年後に帰ってくるという単純回帰を計算しておりますが、11、12 年度と 4,800 万、4,400 万と減少しておりましたが、13 年は 5,840 万尾と増大いたしまして、回帰率も回復しております。さくらますについては、回帰率等がはっきりわかりませんので、放流数だけにしております。40 年代の 500 万尾から増大してまいりましたが、最近若干減少傾向にしております、13 年度は 1,787 万尾の放流計画。からふとますについては、放流数は 1 億 3,000 万から 1 億 4,000 万で前後しております、13 年度は 1 億 3,300 万でございます。回帰については、1 年ごとに豊漁年、不漁年がございまして、13 年は 400 万尾ということで非常に少のうございました。

最後のページですが、道県別の来遊数、放流数及び回帰率の推移ということで、それぞれの県ごとに内訳を示しております。昨年については、沿岸来遊数の欄ですが、青森県を除きほぼ増大。ただ北海道は相当の回復を見せておりますが、岩手については、若干増加しておりますが、いまだ回復といった状況にはなっていないという状況でございます。

以上、雑駁でございますが御説明をいたしました。なお、さけ・ます資源管理センターについては独立行政法人ということで、毎年度毎に年度計画を農林水産大臣に届け出るようになっておまして、本日諮問をいただきますと、その内容で14年度の計画を作成することになっております。以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 原案どおりでよろしいですね。

それでは、諮問19号について原案どおり決定いたしました。

諮問第20号 瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について

瀬戸内海機船船びき網漁業につき、海域及びその海域につき漁業法第66条

第1項の許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件の一部
改正について

小型機船底びき網漁業につき、海域及びその海域において許可をすることが

できる船舶の馬力数の最高限度を定める等の件の一部

改正について

小野分科会長 次に諮問 20 号についての説明と、諮問に関連して報告事項が 2 つありまして、瀬戸内海機船船びき網漁業につき、海域及びその海域につき漁業法第 66 条第 1 項の許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件の一部改正について、それから、小型機船底びき網漁業につき、海域及びその海域において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める等の件の一部改正についての報告をあわせてお願いいたします。

大石沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございます。お手元の資料 6、7、8 を使わせていただきます。それから、資料番号がついておりませんが、瀬戸内海漁業取締規則の一部改正についてでございます。昨年 11 月 29 日に漁船法の施行規則を御諮問いたしまして、4 月 1 日施行ということになっておりますが、ここでは馬力を国際単位であるキロワットで表示することになっております。その関連の改正でございます。

諮問案を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林

水産大臣 武部 勤

瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について（諮問
第 20 号）

このことについて、別紙のとおり瀬戸内海漁業取締規則の一部を改正する省令を制定したいので、漁業法第 65 条第 5 項及び水産資源保護法第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料 6 でございますが、3 枚目を見ていただくとよくわかるのですが、瀬戸内海漁業取締規則という省令がございます。これは瀬戸内海だけに適用されている省令で、その中に空釣こぎ漁業というのがございます。針にえさをつけないで空針を引き回しながらかかってくるかれいとか貝類をとる漁業ですが、基本的に、資源に対する影響がよくないので営んではならないとなっております。ただし、播磨灘、大阪湾、安芸灘等の一部の海域及び冬季間だけ、従来は 15 馬力以下の漁船でやる場合はいいことになっておりました。この 15 馬力をキロワット表示にいたしますと 48 キロワットになります。ということで改正をしたいということでございます。

次いで資料 7 も説明させていただきます。瀬戸内海機船船びき網漁業、5 トン以上の船びき網漁業で、大臣が枠付けをしている漁業でございます。小型底びき、小型さけ・ます、中型まき網と一緒に瀬戸内海機船船びき網漁業についても大臣が枠付けをしておりまして、瀬戸内海では 50 馬力以下となっておりますのを、読みかえて 143 キロワットにするという改正でございます。

それから資料 8 でございますが、これも 3 枚目を見ていただくとよくわかると思います。小型機船底びき網漁業は大臣枠付け漁業で、県ごとに許可枠を決めておりますが、中でも海域においては馬力数等を決めております。それが次の表で、手繰第

一種、いわゆるかけまわしの底びきですが、これについては瀬戸内海では従来から 15 馬力、東京湾では 25 馬力となっておりました。これを読みかえいたしまして、瀬戸内海では 48 キロワット、東京湾では 80 キロワットと。それから、2 のその他の小型機船底びき網漁業、えびこぎとか、けたびきとか、トロールとか、そういうものについては、東京湾は 25 馬力の 80 キロワット、瀬戸内海は 15 馬力の 48 キロワットでございますが、瀬戸内海のうち紀伊水道部分については 30 馬力、93 キロワットと。ただし 10 トン未満については 25 馬力。これを 80 キロワットと読みかえをするということでございます。それと、紀伊水道の基点について若干わかりにくいところがありましたので、わかりやすくするということでございます。以上が諮問と報告事項でございます。

小野分科会長 ただいまの説明、報告について、何か御意見ございませんか。馬力をキロワットに、国際単位に読みかえるということです。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 特に御意見はございませんね。

それでは、諮問 20 号は原案どおり決定いたしました。

そ の 他

小野分科会長 それでは、その他に入らせていただきます。本日の議題に関係のないことでも、御意見、御質問があれば承りたいと思います。

何かございませんか。きょうの諮問事項、報告事項に関係なく、特に御意見、御質問がございましたら出していただければ

と思いますが。

特にございませんか。

なければ、以上をもちましてすべての議事は終了いたしました。次回の資源管理分科会は、「漁業法第58条第1項の規定に基づく漁業の公示について」のほか2件を議題として4月上旬に開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

13水審第57号
平成14年3月12日

農林水産大臣 武部 勤 殿

水産政策審議会

会 長 小 野

征 一 郎

平成14年3月12日(火)に開催された水産政策審議会第5回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第16号 海洋水産資源開発促進法に基づく海洋水産資源の開発及び利用の
合理化を図るための基本
方針の策定について

諮問第17号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の改正について

諮問第18号 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部変更につい
て

諮問第19号 平成14年度の溯河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために
独立行政法人さけ・ます
資源管理センターが実施すべき人工ふ化
放流
に関する計画について

諮問第20号 瀬戸内海漁業取締規則の一部改正について

